令和8年4月公表「特許・実用新案審査基準」改訂案の要点と実務への影響

「除くクレーム」と新規事項：形式から実質へ

【旧基準】
機械的拒絶（形式判断）

~~引用発明との重なり~~
↓
~~除外（iの類型）に該当せず~~
↓
~~拒絶（新規事項）~~

【新基準】
実質的判断（パラダイムシフト）

引用発明との重なり
↓
除外（iの類型）に該当せず → 代償ルート：技術的要旨を変更しない補正？ → ✓ 許容（実質的・総合的評価）

出願人の説明負担と「悪魔の証明」の懸念
除外が「割底認定されないこと」の立証が求められ、立証責任が適翻になるリスク

進歩性判断：阻害要因の「程度の差異」を考慮

総合評価モデル（天秤による評価）

肯定要素
(Motivations, Advantageous Effects)

否定要素
(阻害要因, 設計変更)

阻害要因による「通格性否定」廃止。各要素を「重み」で比較考量。

「想定し得る課題」の導入と事後分析のリスク
明示課題以外も考慮。審査官の「後知恵」による主題的認定を勘易する危険性。客観的証拠が重要。

外国語書面出願：制度濫用の厳格な防止

意図的な開示遅延（ごく一部の翻訳）
→ 大量の羅説訂正（濫用）
→ 読誤訂正の特別否認
→ 「翻訳文新規事務」として拒絶（4.1.3）

↓

分割出願への波及
→ 原出願の翻訳文の範囲内が分割要件
→ 翻訳追加不可

「善意の訳抜け」保護の必要性
悪意と誠実の境界線が曖昧。軽微な訳抜けに対する過剰適用回避が課題。

手続の迅速化・明確化

同日出願における「審査停滞」の解消

出願A
出願B（未審査請求）
→ 後装の積極的な追譲指令（審査開始）
→ 不合理な審査停留の解消（3年期間）

拡大先願における会社分割の取扱い

会社分割（一般承継）
→ 届出納でも効力発生時点で「出願人同一」と判断
→ 法的安定性が向上（明文化）

改訂に伴う実務上の論点と意見案の整理

項目	改訂の方向性	実務案が求めるべき「歯止め」
除外クレーム	実質的判断への回帰	多様な技術分野での裏例拡充（ハンドブックへの掲載）
進歩性判断	程度の差異の総合評価	阻害要因の強制を判断する客観的推論の提示
想定し得る課題	当業者の視点の導入	審査官による客観的証拠（周知技術文献等）の提示義務
濫用防止規定	厳格な新規事項判断	善意の軽微な訳抜けに対する適用除外の明記